

# プロトタイプ・パラグライダー登録規定

制定 1998年5月21日

改定 2003年3月19日

(社)日本ハンググライディング連盟安全性委員会

## 1. 総 則

### 1-1 目 的

このプロトタイプ・パラグライダー登録規定(以下、「登録規定」と略す)は、プロトタイプ・パラグライダーについて、限られた範囲の安全性を確認し、公認大会への参加を可能にするために制定する。

### 1-2 定 義

ここでいうプロトタイプ・パラグライダーとは、量産に入る前の試作機及びレース用に加工されたパラグライダーである。

### 1-3 適用範囲

この登録規定は、販売用パラグライダーには適用されない。

## 2. 運用限界

この登録規定に基づいて登録された型式においては、その機体に搭乗することを登録申請者及び搭乗者が同意したときにのみ運用できる。

## 3. 型式の登録

### 3-1 登録申請

この登録規定に基づいて型式を登録するには、別紙 1.「プロトタイプ・パラグライダー型式登録申請書」及び、別紙 2.「搭乗同意書」に以下の資料を添えて、(社)日本ハンググライディング連盟安全性委員会(以下、「JHSC」と略す)に申請する。

#### (1)必要な強度を有していること証明する以下いずれかの資料

ア. 簡単な強度計算書とその精度を申請者が証明する部分試験、その他のデータ

イ. 荷重試験に合格した機体と同じ材料と製法で試作されたことを証明する資料

#### (2)飛行試験報告書

JHSC制定「パラグライダー製造基準」に規定された「飛行試験報告書」に準拠し、コンペティション・クラスに合格したことを証明する資料

#### (3)諸元表及び運用限界ステッカー

### 3-2 表 記

型式名称の末尾に「プロトタイプ」と表記する。

### 3-3 審査と登録

JHSCは、前項の申請に基づいて審査会を開き、この登録規定への適合性を審査し、合格した型式を登録原簿に記載し、登録番号を付与する。

### 3-4 登録証明書

登録された型式については、申請者に対し、「プロトタイプ・パラグライダー型式登録証明書」が発行される。

### 3-5 登録料

登録料は、1件につき1万円とし、登録申請時に払い込み済みであることを証明する資料を添付する。

## 4. 実 施

この登録規定は、2003年3月19日より実施する。

以上